

# 〇〇もんずら

奥島教育長コラム No.14 2024. 5. 1



画：大本 靖

## 憲法記念日に・・・

子どもたち、この新しい世紀のはじめに、「日本国憲法」を読みなさい。なぜいのちや一個人というものが尊いのか、なぜ自由や平等が大切であるのかを、深く考え、話し合ってもらいたい。——そして、ともに遠く未来を見つめよう。千年後の子どもたちに遺すもの——青い星、地球。 【小さな学問の書①「日本国憲法」まえがき 童話屋 2001. 2. 26】

みなさん、あたらしい憲法ができました。そうして昭和 22 年 5 月 3 日から、私たち日本国民は、この憲法を守ってゆくことになりました。・・・国をどういうふうに治め、国の仕事をどういうふうにやっていくかということを決めた、いちばん根本になっている規則が憲法です。いちばん高い位にある規則ですから、これを国の「最高法規」というのです。・・・こんどの憲法の根本となっている考え方の第一は民主主義です。・・・わずかの人の意見で国を治めてゆくのは、よくないのです。国民全体の意見で、国を治めてゆくのがいちばんよいのです。つまり国民全体が、国を治めてゆく——これが民主主義の治め方です。

【昭和 23 年「あたらしい憲法のはなし」中学 1 年用社会科教科書 文部省】



聖徳太子二王子像 わが国最古の肖像画。聖徳太子（574-629）の像と、その二王子が描かれています。（宮内庁蔵）

一に曰（い）わく、和を以（も）って貴（とうと）しとなし、忤（さ）からうこと無きを宗（むね）とせよ。〔何よりもあらずいのないことを目指す〕 十に曰く、…人の違（たが）うを怒らざれ。人みな心あり、心おのおの執（と）るところあり。彼是（ぜ）とすれば即ち我は非とす。我是とすれば即ち彼は非とす。我必ず聖なるにあらず。彼必ず愚なるにあらず。共にこれ凡夫（ぼんぷ）なるのみ。是非の理（ことわり）なんぞよく定むべき。・・・我ひとり得たりといえども、衆に従いて同じく挙（おこ）なへ。〔人それぞれが自分なりの考えをもつことを認め合うべき。自分が聖人というわけでもないし、自分と考えの違う相手が愚者だというわけでもない。誰もが凡人なのだ。そもそも、これがよいとかよくないとか、だれが定めるのだろう。〕

…自分がこれだと思っても、みんなの意見に従って行動するように。〕

【聖徳太子：十七条の憲法 604 年 5 月 6 日】

「そもそも国政は、国民の厳粛な信託によるものであって、その権威は国民に由来し、その権力は国民の代表者がこれを行使し、その福利は国民がこれを享受する。」（日本国憲法：赤字奥島） 1 月 26 日から通常国会が開かれています。会期は 150 日間。主権者は私達国民です。